

教育民生常任委員会
決算・予算常任委員会教育民生分科会

(令和2年9月2日)

○ 竹野兼主委員長

皆さん、おはようございます。

時間前ですが、全員お集まりいただきましたので、ただいまより昨日に引き続きまして、教育民生常任委員会、こども未来部の審査を継続させていただきます。

議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費（関係部分）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 竹野兼主委員長

本日は、予算常任委員会教育民生分科会としての議案第25号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）についてを議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑から行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言をお願いします。

○ 荒木美幸委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

今回、こども未来部さん関係では、国の第2次補正予算、新型コロナ対策の地方創生のお金を使っていただいて、先行して第2次補正予算を取りに行っていたというふうに理解をしています。三つ紹介していただいてあって、まずはこども未来課さんの新型コロナウイルス感染症関連経費ということで、公立子育て支援センター、そして子育て交流プラザと児童館3館、そして学童保育、さらには保育幼稚園課のほうでは、人件費の補助ということで出ています。

よく対象の施設さんから言われますことは、例えば学童さんなどでは71クラスあるわけ

ですけれども、一つのところが2クラスあるいは3クラスというふうに営業している場合があるんですけれども、今回は1クラスごとにマックス50万円という予算立てだと思えますが、2クラスあるいは3クラス、複数のクラスを所管している場合などにおいては、使うものは同じなので共有して使う場合に、そういったものの使い方が、一つ一つの、やはりどうしても計画になってくるので、煩雑であるという話もお聞きをしたことがあるんですけれども、まず、今回の、例えば2クラスあれば100万円というお金、事業費ということで補助金というのが払われると思えますけれども、その計画を立てるときに一緒に立てることができるのかできないのかをお聞きします。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

子ども未来課、西村です。

荒木委員からご質問いただきました新型コロナウイルス感染症対策の補正予算につきまして、複数のクラスを運営されておられる学童保育所様で計画のほうを一括して立てることができるかというご質問をいただきました。

こちらのほう、今回の国の2次補正につきましては、あくまでも各1施設単位ということになってございまして、実際の運営していただいております中では共通で使っていただくようなところもあろうかとは思いますが、こちらの申請に当たりましては、各施設ごとに50万円以内で申請をしていただくという形になります。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

もちろんそういうルールであれば、それにのっとって国に対して請求をしていくということになるかと思えますけれども、子ども未来課さんがやはり学童等の現状については、現場の様子を一番よく分かっているらっしゃると思えますので、その辺の使い勝手の悪さなどについては、きめ細やかに相談に応じながら、上手に国の予算を活用できるようにお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

今いただきましたご意見のように、こちら、国のほうの経費も新型コロナウイルスの感

感染症防止の趣旨であれば幅広にという趣旨がございます。こちらを有効に活用していただけるように学童保育所様の実態をしっかりと把握して進めていきたいと考えておりますが、今回の補正に当たりまして、6月から7月、こども未来課のほうで学童保育所様を回らせていただきまして、対象となる経費をご説明した上で、学童保育所様の考えていただいておりますような内容もやり取りをさせていただいておりますので、しっかりと有効に活用していきたいと考えております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

よろしく願いいたします。

それともう一点、これはこども家庭課さんに質問になってしまうかも知れないんですが、いろいろと保育園であったり幼稚園であったり、これまでこども未来部が所管をする様々な施設について、新型コロナ対策の手を打っていただきました。今回ももちろんその拡充ということで、私立の保育園については、特別保育等の人件費のプラスということをつけていただいているんですけども、今日、この後、協議会のところでエスペランスの運営の内容の紹介があるかと、報告があろうかと思うんですが、児童養護施設についてのこういった補助というのはないのか、今後考えていくのか、もう既に対応しているのか、その点をちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○ 竹野兼主委員長

本来でいうなら、ここの部分のところの予算という部分のところには少し外れておりますが、内容的にはちょっと予算には関係がない部分ですが、参考としての部分のところでもし、今、少しその部分のところでは検討の内容がないというのであれば、そういう答弁でも結構ですので、今の現状の部分をお話ししていただきたいと思います。参考の部分ということで。

この部分については予算の部分とは問題はちょっと違うと思いますので、その部分のところについては、後ほどそういうような内容がもしあれば、少しお話をさせていただけるようによろしくお願いいたします。

○ 荒木美幸委員

私が指摘したかったのは、これほどいろいろと保育園、幼稚園、いろんな施設について対応していただいていますので、同じ所管であるエスペランスがもし落ちているのであるならば、そこの手当てをどうするかというのは、こども未来部の責任として、やはり何らかの手を打っていく必要があるのではないかと考えますので、その辺の意見を一つ添えさせていただきたくと思いました。事実としてあるのであれば、もういいかと思えます。

○ 竹野兼主委員長

先ほどお話があったように、所管事務調査の中でエスペランスの報告があります。その部分のところについてのご意見をいただけるというのが一番いいのではないかなと考えますので、この点については予算とは少し切り離して、後ほどにご意見をいただくということでもよろしくお願ひしたいと思えます。

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、討論に入ります。

討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思えます。

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りいたします。反対表明もないため、簡易採決より行います。

議案第25号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、全体会に送る部分というものは何かありますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしということですので、全体会には送らないことを確認させていただきました。

[以上の経過により、議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、以上で議案第25号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費（関係部分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）についての審査を終了いたします。

理事者の一部入替えを行います。委員の皆様はしばらくお待ちいただきたいと思います。準備が整いましたので、再開をいたします。

続きまして、所管事務調査といたしまして、令和2年度第1回四日市市青少年問題協議会及び令和2年度第1回エスペランス四日市運営協議会について、一括して報告を受けたいと思いますので、資料の説明をお願いいたします。

○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

こども未来課、西村です。

タブレットのほう、05、8月定例会、05教育民生常任委員会、006こども未来部決算分科会追加資料、所管事務調査・協議会資料をお願いいたします。

私のほうから、まずは、令和2年度第1回四日市市青少年問題協議会について報告させ

ていただきます。

資料のほうは43分の13をお願いいたします。よろしいでしょうか。お願いします。

令和2年度第1回四日市市青少年問題協議会につきましては、7月16日木曜日の15時から四日市市市民交流センターにおきまして、3の委員名簿に記載の委員のご出席の下、開催いたしました。4の議題及び主な青少年の現状と取組に関する報告内容としましては、まず、南警察署の生活安全課より、少年非行の現状と課題につきまして、最近是非行少年の検挙人数は減少傾向にあるものの、スマートフォン等の普及により知らないうちに犯罪に巻き込まれる可能性がある等の説明をいただきました。

次に、資料のほう、43分の14をお願いいたします。

次に、こども家庭課のほうから、虐待を受ける年齢は小学生までが全体の8割を占めているなどの説明がありました。

また、3点目としまして、北勢児童相談所より、三重県青少年健全育成条例が改正され、未成年に裸体等の画像の提供を求めることが犯罪になるとの説明がありました。

4点目としまして、こども未来課青少年育成室より、SNSでの犯罪被害件数は昨年度過去最多となり、ゲーム依存による金銭トラブルが増加していること、また、インターネット被害を防ぐために出前講座や研修会を実施し、「早ね早おき朝ごはんプラスメディアの使い方チェックデー」の啓発用リーフレットを活用し、家庭でのルールづくりや生活リズムの向上を図る取組を実施していること等について説明させていただきました。

5番の各委員からの主なご意見ですが、メディアの使い方チェックデーのリーフレットは内容がよいので、市全体で実施日を決める等、統一的な取組ができるとよい。また、感染症予防を背景にオンラインのよさも、従来からの対面のよさも改めて見えてきた。そちらも生かしながら、メディアの有効な活用が大切である。また、日本の子供のネット利用時間は欧米と比較しても大差ないが、日本では娯楽目的、欧米では学習目的に費やす時間が多い傾向があり、ネットをうまく活用することが大切である等のご意見をいただきました。

資料の43分の15から43分の33は、会議当日の資料でございます。

私からは以上でございます。

○ 三谷こども家庭課長

こども家庭課長、三谷と申します。よろしく申し上げます。

資料のほう、43分の34ページをご覧ください。

令和2年度第1回エスペランス四日市運営協議会報告になります。7月30日にエスペランス四日市で開催されました。委員の名簿は記載のとおりです。

まず、エスペランス四日市から乳児院、児童養護施設等について現状報告がありました。乳児院、児童養護施設、両方とも定員に近い形で運用がなされております。

また、決算審議でもありましたが、新規事業として、育児フォローアップ事業を市から受託し、通所及び家庭訪問での支援を行うことにより、保護者の育児不安を和らげ、児童虐待の未然防止に努めていることなどが報告されました。

また、委員からの質問や意見としまして、市から新型コロナウイルス感染への施設としての基本的な対応方針を聞いたところ、施設の産業医の意見及び保健所の指示を原則とし、入所児童が万一感染した場合でも施設全体を閉じることは施設の性格上困難であることから、まずはユニット単位の隔離を行っての対応になるとのことでした。

また、もう一つ、市から保護者が新型コロナに感染し、その児童の行き場がなくなるといった場合の施設としての受入れが可能か質問したところ、児童相談所から、まずは児童相談所の一時保護での入所を実施し、入所対象の子供の増加で対応できない場合は、施設へ委託して一時保護を実施するという回答でした。

その他、南中学校、泊山小学校、幼稚園からは新型コロナウイルスで行事が中止となる中、施設とは円滑な連絡ができています。また、児童相談所は、施設のきめ細やかな対応や多くの相談を受けていることを評価。自治会や四日市看護医療大学からは、新型コロナウイルスでできなくなったことを見直し、新しいことに取り組む機会として捉え、今後の施設との連携を考えているといった意見がありました。

なお、43分の37ページ以降に、当日、エスペランス四日市から配付されました事項書と資料を添付しております。

以上になります。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質問をお受けいたします。

ご質問がある方は挙手にてよろしくお願ひいたします。

○ 平野貴之委員

初めのメディアリテラシーの分野のことについてなんですが、今年度に入って学校が休校になったりとかして、場合によっては、親は仕事に行かなあかんから子供だけで待っておってよと。そのときは外に行かれて病気をうつされたり、また犯罪に巻き込まれるとあかんから、ゲームをやっておっていいよというような感じになって、よりSNSとかゲームへの子供の依存度というのが高まっているんじゃないかなと思うんですが、その対策なんかは考えていますか。

○ 渡瀬こども未来課青少年育成室長

青少年育成室、渡瀬でございます。よろしくお願いいたします。

今、委員からご指摘いただきました件については、メディアチェックデーの取組のリーフレットを7月の末に全小中学校の保護者並びに園の5歳児の保護者に配付をして、新型コロナ明けの期間より、学校、それから園、保護者が連携してしっかり取り組んでほしいということで、このようなリーフレットを配付したということでございます。

○ 平野貴之委員

ありがとうございます。

さっき言った状況というのは、実は僕の家でも例外なくそうなんですけれども、いつていただいたように、やっぱり親がどうするかというのが一番大きいかなと思ってまして、なので、チラシはどれだけの親が真剣に見ているかはちょっと分からないんですが、出前講座とか僕も受けさせていただいて、すごい、ああと思うので、これが全員の親が受講するのはなかなかこの時期は難しいと思うんですが、親へのそういう注意喚起というのをやっていただきたいなと思うし、僕も親として気をつけやなあかんかなと思っています。

以上です。

○ 渡瀬こども未来課青少年育成室長

本当におっしゃるとおりで、このリーフレットの保護者への啓発については、広報よっかいちの7月下旬号でも大きく取り上げていただいて、周知をさせていただき、なおかつ、生活リズムの向上のモデル校の取組も今後いろんな学校に広げていきたいと考えております。

○ 竹野兼主委員長

平野委員のほうからも、実体験というような形で家庭との関わりというのが非常に重要だということもあって、今後の青少年問題協議会の部分のところでも、そういうような取組をしっかりと対応していただくと、そういうような意味合いで、平野委員、質疑されたのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

他にご質疑ございますか。

○ 伊藤昌志委員

エスペランスさんの協議会のほうでお伺いします。

コロナ禍で全ての施設や様々なところ、大変だと思うんですが、これに関連してなんですけれども、施設にいて里子に出たりした子たちというのは、基本は県の管轄になると思うんですが、出ていった子たちって結構大家族だと思うんです。ですので、コロナ禍で大変な状況のご家族を一つお伺いした件があるんですが、そういった状況というのは四日市では、本市で把握しているようなところがありますか。

あわせて、卒業生の子たちも18歳で出て行って、今年18歳で出ていった子たちって大丈夫なのかなと、生活するのに大丈夫かなとすごい心配しているんですけれども、本市で把握している状況があればお教えてください。

○ 竹野兼主委員長

今の話の中では、大家族に限定するような言葉は当てはまらないかもしれないので、卒業された子供さんたちがどのような形かという意味合いでの発言にちょっと変えたほうがいいのではないかなと思いますので。

○ 伊藤昌志委員

二つありまして、大家族と申し上げたのは里子で出ていった子たちですね。たくさんのお子さんを見られておるご家族であるものですから、18歳未満の子たちです。児童養護施設から里子で出ていった子供たちが、1人、2人でなくたくさんの子供を抱えていらっしゃる里親さん、いらっしゃるもんで、そういったところの状況と二つお伺いしたいと思います。

○ 三谷こども家庭課長

こども家庭課長、三谷です。

里親に関しましては、県の事業ということで市の事業ではないというところなんですけれども、市としての関わりにつきましては、今現在、啓発とかああいったところで協力をしているのと、あと、里親さんになられる部分、入り口のところ、ここの登録とか、あと、里親になるには実際に県の職員がその里親さんのところに家庭訪問したりとか、そういった部分の動向であったりとか、里親さんの入り口の部分について、市としては深くというか、携わってしまっていて、その入り口で関わっている関係で、今、里親さん、このような状況でこんなふうな状況で頑張ってみえますよとか、そういった部分のところの程度であれば把握している状況です。

あと、卒業につきましては、基本的には情報が入ってくるというようなものはなくて、逆に何か大きな問題等があればというところなんですけど、卒業というのは、18歳を恐らく超えてのお話だと思いますので、そうすると、やはり情報が入ってこないというような状況になっています。

以上です。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

基本、県にはなりますけれども、卒業生の子たちなんかは特に社会問題になったりもしていますので、可能な限り状況把握ができればなと思います。ぜひよろしくお願ひします。できる範囲で引き続きお願ひできたらと思います。

○ 三谷こども家庭課長

卒業の部分で問題があるということで、国を挙げて、今、施設と里子さんの割合が、施設7に対して里子さんが3というような大まかな数字がある中で、県のほうも5年間の計画で割合をもっと、里子さんのほうを増やす目標が出たりとか、そういった大きな動きとして、問題意識としては市としても持っていますので、市としてできることをやっていきたいと考えております。

以上です。

○ 伊藤昌志委員

以上です。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○ 竹野兼主委員長

荒木委員、先ほどの部分のところで改めて、ここの部分のところでの方がぴったりく
ると思いますので、よろしくお願いします。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

先ほど補正予算のところでも少し質疑を、関係ない部分で大変恐縮であったんですが、
させていただいた部分なんですけれども、今回、国の1次、2次の地方創生の予算の中で、
こども未来部さんも先行していろんな保育園であったり、幼稚園であったり、こども園で
あったり、また子育て支援センターであったり、1施設上限50万円の新型コロナ対策の予
算取りというのをさせていただいております。

そんな中で、すみません、私が見落としていたら教えていただきたいんですけれども、
エスペランスも当然、乳児から18歳の子供たちを預かっているという施設でありまして、
もともとは市が持っていた施設でもあります。今は民営化されていますけれども。そうい
った中で、子供たちの安心、安全という意味では、市内の子供たちと同じような立場に置
かれていると思いますが、このエスペランスについては、国の予算を使った感染症対策と
いうところには手が届いているのかどうか、対象になる施設かどうかということも含めて
状況を教えていただければと思います。

○ 三谷こども家庭課長

こども家庭課長、三谷です。

エスペランス四日市、児童養護施設ということで対象になるということになります。た
だ、この補助につきましては、エスペランス四日市、四日市の利用者の方が多くはいるん
ですけれども、四日市以外の方もたくさん利用していて、基本的には県のほうがそういっ
た補助金の窓口になっていまして、コロナ禍における、私、施設長なんかの聞き取りも行
っておるんですけれども、そういうマスクとか消毒液の不足分とか、ああいった部分につ

いては、県のほうに要望を上げて、支障のないように補助を得るようにしていますということ聞いております。

あと、ちなみに通常の補助金としましては、エスペランスの職員さんに、臨床心理士さん、特別指導員さんに対しては、市費からも専門的職員配置ということで補助金のほうを通常は補助しているところであります。

以上です。

○ 荒木美幸委員

後段の補助の職員さんに対するのは、通常のところ、新型コロナ対策にということではないんですね。

○ 三谷こども家庭課長

こちらについては、新型コロナとは関係ありません。

○ 荒木美幸委員

分かりました。

今回の予算で保育園の特別保育等の人件費の補助なども出ているわけで、確かに我が市だけの子供たちがいるわけではないというくくりで県のお話がありましたけれども、じゃ、市が何かのサポートをしてはいけないわけではないんですね。

○ 三谷こども家庭課長

コロナ禍の人的補償につきましては、新型コロナによって特別、感染症を防ぐために何かしら特別なそういう人的な人数を増やしたりとか、そういった部分に対して補助というものがたしかあったと思うんですけど、その辺りの窓口は県のほうでやっているということで、また、その補助を使った場合、人的部分の補償が県、国の補助で賄い切れないような場合は、また市の社会福祉施設、社会福祉法人への補助金規則等なんかをにらみながら、市として補助を行っていくというスタンスになります。

○ 荒木美幸委員

分かりました。ありがとうございます。理解しました。

では、やっぱり現状をしっかりと聞き取っていただきながら、必要なところに手当てをするというスタンスで取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

伊藤昌志委員も荒木委員も、県の事業という部分のところではあるけど、市としても、ここにある場所の部分を含めて、しっかりとした協力をぜひともお願いしたいということなので、よろしくお願いしますと思います。

他にご質疑ございますか。

○ 後藤純子委員

最初の四日市市青少年問題協議会報告のほうのネット依存とかゲーム依存とか、親御さんも今、ゲームによって課金されることが多いと思うので、お子さんだけでなく親御さんにもきちんとお知らせとか学習とか啓発できたらなというのと、あと、SNS等のトラブルで誹謗中傷というのも今問題になっているかと思うので、誹謗中傷と表現の自由というのを考えると難しいんですけど、そういったところも細やかに何かできたらいいなと思いますので、意見です。お願いいたします。

○ 平野貴之委員

関連して、どうやってしたら1人でも多くの親にそういう注意を喚起できるかなというのを今考えていたんですけど、例えば、どうしてもチラシよりも動画のほうが、動画とかそういうもののほうがメッセージ性は強いと思うので、例えば、今せっかく学んでE-N e t !というネットワークができたりとか、あと、すぐメールとか、これ、教育委員会ですけれど、そういうネットワークを使って動画を配信して見てもらうというのは可能なんですかね。動画を見るということで、メディアリテラシーとバッティングするところもあるかなとは思っているんですけど、そういう活用というのはできますか。

○ 渡瀬こども未来課青少年育成室長

今の件については、当然教育委員会とも連携しながら、できる範囲で検討していきたいと思います。保護者への啓発は当然大事ですので、これは小中学校、園で保護者も交えた

出前講座ではしっかりと啓発をしておりますが、小学校、今、モデル校は保護者にもこのチェックカード、月に1回使ってもらって、非常に効果を上げておりますので、やっぱり保護者と学校がしっかり連携していくという体制をこれから構築していきたいと考えております。

○ 平野貴之委員

モデル校のノーメディアデーとかすごくええなと思ってまして、ただ、こういう雰囲気をつくっていくのって保護者が一丸となったり、また、家族が一丸となってやっっていくぞというような、そういう雰囲気をつくっていくことが大事かなと思ってまして、ただ、この状況でみんなが集まるというのはちょっと難しいかなということを見ると、ネットワークを活用した動画の配信というのもいいかなと思うので、僕もまたどんな取組が一番ええのかなと考えていきたいと思っておりますので、またよろしくをお願いします。

○ 石川善己委員

今触れていただいた中で、一つ、コロナ禍というところを除いた場合に、出前講座というのは大事やと思うんですけど、本当に出前講座で聞いてもらって対応してもらわなきゃいけない人たちというのは出てこないんですよ。ある意味、出前講座をやって来ていただく方というのは、出前講座を聞かなくてもある程度意識を持ってちゃんとやってもらえる方が多いと思っています。

要は、そういったところへ出てこない方々に対してのアクションをどうしていくかという視点を第一義的に考えていただいて、アクション、今、平野委員言ってもらったような動画もそうですし、やっぱりこちらから、見るか見ないかは分からないんですけど、出てくる出てこない関係なしで送っていただくようなもの、メールとか啓發文書とか。多分出てこないんですよ、本当に聞いてもらって変わっていただかなきゃいけないとか、意識を変えてもらわなきゃいけない保護者の方って。

これは、この件だけに限らず、いろんなところで保護者の方の意識啓発をしようと思って、僕らも前職学校だったんですけど、講演とかやっても出てくる人は聞かなくてもやれる人なんです。そこにちょっと意識を置いていただいて、出てこない方々の目をどう引きつけるかというところを中心に考えていただきたいなという意見だけ申し上げたいなと思っております。

○ 竹野兼主委員長

意見ということで、そういう意見をしっかりと検討していただきたいと思います。
他にご質疑ございますか。

○ 川村幸康委員

条例の改正についても市としての何かそういうものは考えておるの。こういったことの対応で。県は何か改正したんやろう。だから、市としては何か考えておるのかな。市としての役割の中では。

○ 川北こども未来部長

今、川村委員ご質問いただいたのは、SNS上、特に今、新型コロナの関係での誹謗中傷に対する条例のことかなと思いますけれども、今の段階で私どものほう関わっていることはないんですけれども、正直いいますと、ちょっと分からないというような答えなんですけれども、担当部局のほうで検討しておるかどうかというのはちょっと分からない状況です。ただ、こども未来部として関わっているという状況ではないということです。

○ 川村幸康委員

だから、ここのところの青少年問題協議会というのは、こども未来部の担当なんでしょう。その中で、例えば出てきておる問題に対して、平野委員が言うておるような周知したり広めたりするというのもあるやろうけど、その前の部分でいくと、周知をせなあかんよという条例があったり、伝えなければならないよということがあったり、だから、三重県でも青少年の育成条例が2月10日に改正されて施行されるものについて、四日市南警察署とかそういう機関から説明があったわけでしょう、これを見ておると。北勢児童相談所からも、そういう改正があったからこういうふうにしますというのは。

それの、県は県でそういう県の守備範囲をやっておるんだけど、市として、それは担当部署じゃないというのはちょっと残念な答弁で、当事者意識がなさすぎるなと思うので。だから、そうやって指摘されたのなら、それはやっぱり考える必要があるかないかということを感じて、どう取り組めるかということをやっていくべきかなと思うんやけどな。やっぱり基になるのは条例やろうで、ルールで、それによって規制したりいろんなことだっ

て対応ができるわけやで、やっぱりそれは考えなあかんことと違うか。

○ 竹野兼主委員長

川村委員が言われる条例の部分、市としては県条例が基本になると思っているんですけど、それ以外に今、川村委員が言われるのは、市としての条例を、例えば持つべきではないかとかという、そういう意味合いで、少しその辺を考慮した答弁をお願いできますでしょうかね。

○ 川北こども未来部長

三重県のほうが条例改正して、裸体、裸の画像なんかを送った場合の罰則規定ができるとかという条例改正があったということでございます。その上で、市のほうの青少年に限定するというのであれば、その条例について、三重県条例の改正も含めて、その効果も踏まえながら、市として青少年に対するこういった条例が必要かどうかについてはしっかり検討していきたいというふうに思っております。

○ 竹野兼主委員長

要するに、条例を持っていないということですよ、市は。

○ 渡瀬こども未来課青少年育成室長

市としての条例は今ございませんので、まずは県の条例をしっかりと周知して、なおかつ、先ほどのチェックデーの取組等を市としての取組としてしっかりやっていきたいという段階でございます。

以上です。

○ 川村幸康委員

だから、そこも含めて、市の職員の仕事の範疇として、条例を何かつくったり、今あるものの中を強化して行って、どうやりましょうかということがないと、例えば親に周知するとか、それから、これをもっと具体的に指示、指導を強めるようなことがなかなかできにくいのと違うかなと思うておるのさ。広報するなり、チラシを配るなりはできると思うんやけど、それ以上のことはなかなかやりにくい中でいくと、やっぱりもうちょっと、こ

れからの時代は強化してきちっとやっていかなあかんよということを条例としてやれば、市の職員も仕事としてできるわけやろう。

今やと、ただ単にこういう課題が上がってきて、こんな問題が起こってきたで、こうせなあかんなど言っておるだけの話やん。そこをもう一つ踏み込んだほうが私はいいのかなと思っておるもんで、特に人権のことも含めて、それはやっぱりこども未来部、当事者じゃないという話ではなくて、こども未来部がやる問題やろうなと思うておるもんでな。こども未来部やろう、子供の人権てどこがそれならやるんや。こども未来部しかないやろう。そしたら、やっぱりそれはそんな無責任なことではなくて、ちゃんときちっとやりますよということや。

○ 竹野兼主委員長

今言われるみたいな位置づけの部分、条例をとというのが、本来でいうなら市として、単独のといったらおかしいですけど、県条例と、それをより進めるみたいな条例があればいいんじゃないかというふうになら、川村委員は言われておると思うんですけど、今のところでいう室長の部分の答弁のところについては、まずは三重県条例の部分に沿って、四日市の青少年の健全育成条例を基に対応していくという答弁をされたわけですけど、そういうのを視野に入れた検討をしっかりとしてほしいという意見だったと思うんですけど、それについて何か答弁ありますでしょうか。

○ 川北こども未来部長

川村委員おっしゃるように、子供の人権ということであれば、私どものほうが一義的な責任があると、ちょっと私、勘違いして答弁しておった部分も冒頭ありましたので申し訳なかったんですけども、子供ということに限定すれば、こども未来部が一義的な役割にあることは、これは間違いないこと。こういうことで、まず訂正とおわびをさせていただきたいというふうに思います。

その上で、市の条例の制定についてということですが、繰り返しになって恐縮な面もあるんですけども、しっかりと県の条例をまずは執行するよう、あるいは啓発できるよう、今いろいろなヒント、アイデアもいただきましたので、そういったこと、まずはそれをしていきたいというのが第1段階であろうというふうに考えております。

その上で、今、各委員がおっしゃっていただいている意見は、これからの時代に、スマ

ホであったり、タブレットであったりというものの子育てに影響する度合いがますます大きくなっていくという課題があるということで認識をしておるところでございます。その辺りも、その状況なんかも常に把握しながら、条例が必要かどうかということ判断させていただいて、必要があれば、またご提案させていただくこともあるということで、取りあえず、まずは県条例、あるいは今の執行、いろんなアイデア、ヒントをいただきながら、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○ 川村幸康委員

教育の部分でいくと、多分児童虐待の相談件数って3割、中学校を入れても4割なんや。ということは、逆に言うと、ゼロから小学校へ入るまでが6割なんやな、児童虐待の相談って。この資料を見ておっても。圧倒的にこども未来部の守備範囲のところは6割で、小学校、中学校が虐待やなというイメージを持っておるけれども、実は小学校へ入るまでが虐待が多くて、その延長線上で、そこを予防できておれば、小中学生の3割以下、40%ぐらい、もう少しいい環境に置かれていくということは間違いないことなんやで、だから、逆に言うと、こども未来部の認識が、虐待は小中学校の部分のところと教育という話が、さっきも言われておったけど、答弁で。そうではなくて、こども未来部が頑張らんと小中学校入学後にまで影響を及ぼすということでいくと、特にゼロから6歳までの虐待相談が一番多いわけやで、データでも。そうしたら、やっぱりどこがするのやといたら、こども未来部やろうなという考え方がまずないと、こども未来部に。担当部署が違うでという話、人権の担当部署があるのでという話ではないで、一元化してこども未来部をつくったんやで、それをしておるんやったら、子供の未来のことは全てそこできちっとやれる政策を出さないかんということよ。

○ 竹野兼主委員長

重要という部分のところ、期待をして意見をいただいているということで認識をしていただきたい、そんなことでよろしくお願ひしたいと思いますが、何かありますか。

○ 川北こども未来部長

子供に関する部分、今、川村委員のほうからおっしゃっていただいた虐待という面というと、確かにゼロから6歳までの虐待というのがかなり大きな割合を占めているのは間違

いないところです。そういった意味で、こども未来部ができてもう数年になるわけですが、数年以上になるわけですが、これからも子供のことを考えながら、いろいろな課題が出てまいりますので、それに応じてしっかりと執行してまいりたいというふうに思います。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、本件はこの程度といたします。

10 : 45 休憩

11 : 05 再開

○ 竹野兼主委員長

時間が参りましたので、再開をさせていただきます。

これより健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、部長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

○ 辻健康福祉部長

健康福祉部でございます。一昨日から本当に熱心なご議論を賜っております。お疲れのところ恐縮ですが、健康福祉部のほうも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

まず、冒頭少しだけご案内させていただきますと、新型コロナウイルスの関係、せんだつての議案聴取会でもご案内申し上げましたが、本当に皆様方にご心配とお力添えを賜っております。本当にありがとうございます。この中で、せんだつてもお伝えさせていただきましたが、7月下旬から特定健診とがん検診のほうを一定見合わせさせていただいておりましたが、本当に大変市民の方々にはご迷惑をおかけしておりますけれども、感染対策

を講じた上で9月の下旬から再開をすべく、また、期間も見合せ期間がございましたので、終期を延ばす形で再開させていただきたいということで今準備をさせていただいてございます。整い次第、また皆様方へのご案内と市民への周知に努めたいと思います。この辺り、かなりご迷惑とご心配をおかけしまして申し訳ございませんでしたが、まず、がん検診、特定健診のほうはそういう動き。

あと——これも近々のお話ですが、さきの代表者会議で市長のほうからお話しさせていただきましたが、これもまたペーパーをお渡しさせていただきますが——県内でPCRの検体採取をする、いわゆるPCR検査センター、これにつきまして、間もなく四日市医師会PCR検査センターとして設置できる運びとなってまいっております。これは、市がそれぞれの医師会に委託する形で設置されている場合が多うございます。したがって、県と医師会の契約に基づいて設置するものですが、市としても県や医師会と連携して適切に対応していきたいと存じます。これも間もなく、これ、口ではいけませんので、またご案内を間もなくさせていただけるということで考えております。その際、またご案内させていただきます。

これからも新型コロナウイルス感染症関係、私どもとして全力を挙げて引き続き頑張っていきたいと思いますので、引き続きお力添えを賜りたくよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の決算を中心にご審議いただきますが、さきの議案聴取会でも私申し上げましたように、きちっと皆様方に評価をしていただき、反省すべきところは反省、また考え直すところは考え直して次なるプラン、または実行につなげていきたいと、そういう思いで参加させていただきたいと思います。

また具体的に、今日のひとつおわびと申しますか、お願いもございまして、審査次第の3ページで、実は網かけがある部分があると思いますが、まず衛生費から先にご審査をいただくように実はお願いしたところがございます。ただ、今、保健所がどうしても現場対応でかかっておる件がございまして、元どおり民生費のほうからご説明させていただきたいと存じますので、度々本当のご無理をお願いしておりますが、ひとつご理解を賜りたいと思います。

長々とお時間を頂戴しました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございました。

原課として、今の状況で部長も一月以上休みもなしという形で働いているというふうに、市民からするとありがたいことだと思っておりますので、しっかりと審査もさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）

第2項 児童福祉費（関係部分）

第3項 生活保護費

第4項 災害救助費

第5項 国民健康保険費

第6項 介護保険費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第3項 保健所費

第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

国民健康保険特別会計

介護保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

○ 竹野兼主委員長

それでは、初めに、先ほど部長からもお話しいただきました歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）と、各特別会計に係る資料説明及び質疑を行った後に、理事者を入れ替えて、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費に係る資料説明及び質疑を行います。全ての説明、質疑の終結後、議案第21号の健康福祉部所管部分についての討論、採決を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）と各特別会計についてを議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会で追加資料の請求がありましたので、資料の説明をまずはお願いたします。

○ 矢田健康福祉課長兼福祉監査室長

健康福祉課、矢田でございます。

資料のほうのご案内をさせていただきます。フォルダー05、8月定例会議会の05教育民生常任委員会、007健康福祉部（決算分科会追加資料）でございます。よろしいでしょうか。

では、その3ページをご覧ください。

中村委員からご請求いただきました民生委員児童委員、保護司、更生保護女性の会の各定数及び充足率について作成させていただきました。

1番の民生委員児童委員、主任児童委員の過去3年間の定数と年度末での実数、そして、定数に対する実数の割合を充足率として表記させていただきました。

2番の保護司ですが、こちらも同じように、過去3年間の各年度末時点での定数と実数、充足率をお示しさせていただいております。

それから、3番目の更生保護女性の会につきましては、過去3年間の会員数をお示しさせていただきました。この団体は、更生保護への理解、それから協力を得るための運動を展開している任意のボランティア団体で、定数はございませんので、実数のみとさせていただきます。

以上でございます。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。よろしくお願いたします。

引き続き、資料の4ページをお願いたします。

川村委員より資料請求をいただきましたタクシー料金助成事業、自動車燃料費用助成事業、重度障害者手当の見直しについて作成をさせていただきました。

本市における障害のある人のための総合的施策に関する基本的な計画である第4次四日市市障害者計画に、重度障害者手当など市が実施する様々な制度の在り方について、制度の持続性を確保しつつ、給付と負担のバランスを勘案するなど、既存事業の見直しを検討していくことを位置づけ、障害者施策推進協議会において見直し案を提示し、様々な意見をいただきながら、修正を加え、実施に向けた議論を重ねてまいりました。

令和2年1月に実施した障害者施策推進協議会において、制度の見直しについて丁寧な周知を図ること、また、見直し実施後も効果の検証と評価を行っていくことで議論の収束を得たところです。

4ページから7ページにかけて、各事業の見直しの内容を記載させていただきましたので、順次ご説明をさせていただきます。

まずは、1、タクシー料金助成事業について。(1)に現行制度の概要を記載させていただいております。内容はご覧のとおりです。(2)に見直しの内容の概要を示しています。黄色く網かけをさせていただいた部分が見直しを行う箇所となっています。主な変更点といたしまして、所得制限を対象者本人が市民税非課税者を対象とすること。1乗車につきタクシー券を2枚まで利用可能とすることなどがございます。(3)に現行制度での利用状況として、平成28年度から4年間の決算額等の実績を記載させていただいております。(4)には見直しを実施した場合の対象者数や事業費の試算のほうを記載させていただいております。

5ページをお願いいたします。

2番目に、自動車燃料費用助成事業の見直しです。こちらの事業もタクシー料金助成事業と同様に、重度障害者の社会参加を促進することを目的としておりまして、事業の対象となる手帳を所持している人はどちらかの事業を選択していただくことになってございます。こちらも(1)で現行制度の概要、(2)見直し案の概要を示しております。主な変更点といたしましては、所得制限を対象者本人が市民税非課税者を対象とすること。また、一月当たりの助成金額の上限を2500円とし、交通安全面を考慮し、新たに年齢制限を設定し、事業の対象年齢を75歳未満とする点となっています。(3)に現行制度での利用状況、(4)には見直し内容を実施した場合の事業費等の試算を記載しています。

6ページをお願いいたします。

重度障害者手当の見直しです。こちらにつきましても、(1)、(2)に現行制度の概要、見直しの概要を示しております。見直し内容としましては、新たに精神保健福祉手帳

1級を所持していただいている方を対象とし、所得制限を市民税非課税世帯を対象とさせていただきます。また、支給制限といたしまして、国の手当である特別障害者手当及び福祉手当の受給者、また生活保護受給者を対象外とするというふうな形になってございます。さらに、助成金額を月額1000円とさせていただく内容です。(3)に現行制度での利用状況、(4)には見直し内容を実施した場合の試算を記載しております。

7ページをお願いいたします。

重度障害児手当の見直しです。(1)の現行制度、(2)の見直し内容は記載のとおりです。こちらにつきましても、新たに精神保健福祉手帳1級所持者を対象とし、支給制限といたしまして、生活保護受給者を対象外とさせていただきます。(3)に現行制度の利用状況、(4)に見直しの試算を記載させていただきます。

これらの事業の見直しについて、現行制度の利用者への丁寧な周知が必要であることから、今年度、現行制度の利用者に対しまして変更内容を個別に通知させていただいた上で、令和3年度からの実施をしていきたいというふうに考えてございます。

説明は以上です。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

まず、資料を請求された部分のところについてのご質疑を承りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 中村久雄委員

資料、ありがとうございました。

3ページのほうの定数のほう、ありがとうございます。これを見ると、民生委員児童委員、主任指導委員も少しずつ少しずつ減っているという状況がよく読み取れるわけですが、3番の更生保護女性の会の方は別に定数というのは決まっていないので、今現在で536人ということは、各町1人は、民生委員さんは同じですから、大体。町に1人は出してもらっているのかなということを思います。

その中で、民生委員児童委員さんの定数が令和元年度増えているというのは、これは住宅団地の開発とかそんなことの理由ですか、その確認をまず。

○ 矢田健康福祉課長兼福祉監査室長

改正年度の前年度に各地区へ定数の見直しを聞き取り調査しておりまして、委員がおっしゃるとおりに、新しい団地ができたとか、人口が増えたというようなことも鑑みて増えた傾向がございます。

○ 中村久雄委員

その中で、人口が増えているであったり、見回り対象者が増えているということなので、仕事をちょっと分ける、分散するという形のこともあるんですかね。

○ 矢田健康福祉課長兼福祉監査室長

健康福祉課、矢田でございます。

そのとおりで、地区の中で見直しを適宜行っております。

○ 中村久雄委員

今の段階で97%、非常に皆さん頑張ってもらっているという中で、まだ健康福祉部として民生委員児童委員さんのでこ入れというのは考えていないかと思うんですけど、個々、地域の事情の中では、やはり本当に人を出すのに苦勞されているという声をよく聞きます。その辺、今どういう考えがありますか。

○ 矢田健康福祉課長兼福祉監査室長

健康福祉課、矢田でございます。

各地区、昨年度もそうでしたが、人選、推薦を上げるのにかなり苦勞してみえる方、ご苦勞いただきました。その中で、民生委員からこういう相談をいただいたときは丁寧に対応させていただくとともに、民生委員さんがどのような活動をしているかということも市民の方に周知していくのも私どもの使命と考えておりますので、その辺も鑑みながら、民生委員さんの応援、それから市民への啓発、併せてやっていきたいと考えております。

○ 中村久雄委員

ぜひ今後の社会をにらんで、ITを活用した見守りとか、そういう部分も今後必要にな

ってくるかなというふうなことも考えるわけですがけれども、その中で、新しい住宅団地のところで、ちょっと話したと思うんですけど、なかなか民生委員児童委員さんになられる方というのは、結構、人生経験豊富な方が多いわけですがけれども、お子さんを出産間近で、今やったら子供を見ながら結構時間が取れるわという若い方が、この間、1人、やってもいいよという方がいらっしゃったんですけど、なかなか子供を預ける場所がないのでということがあったんですけど、今後、そういう方も門戸を広げて、地域の担い手として、そういう方を十分に生かしていけることを考えたら、非常にそういう方を歓迎していくようなことも、体制を持ってもいいのかなというふうに思うんですけど、その辺、どうですか。そのとき、いろいろ検討してもらったと思うんですけど、また一度検討に値することかなと思うんですけど、今後のことを考えて、いかがですかね。

○ 矢田健康福祉課長兼福祉監査室長

健康福祉課、矢田でございます。

ありがとうございます。おっしゃるとおりに、若い担い手、人材を育てていくのも大切なことかと思っておりますので、その辺も前向きに検討して進めていきたいと考えるます。

ありがとうございました。

○ 中村久雄委員

じゃ、この件はこれでよろしくをお願いします。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ないようですので、それ以外の部分のところでの決算の部分のところについてのご質疑をお受けしたいと思いますので、ご質疑のある方はよろしくお願ひいたします。

○ 川村幸康委員

やはり議論を大分してこれになっていって落ち着いて、その人たちの声はどうやった。これでよかったなという声やった。やっぱり前のほうがよかったなという声やった。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。

個別に通知もさせていただいた中で、やはり様々なお声もいただいております。仕方がないなという部分であったりとか、タクシーについては、今まで1枚しか使えなかったのが2枚になる部分で、よかったというような声もいただいておりますが、どうせ2枚にできるんやったら、1回にもっと何枚も使えるようにできやんのかって、そういった声もいただいておりますのも事実であります。

○ 竹野兼主委員長

そういう要望が強いということですね。

他にご質疑ございますか。

○ 後藤純子委員

実績報告書の88ページをお願いいたします。

特別障害者手当等の支給があるんですけども、こちらの件で、樋口龍馬議員が一般質問で、今は世帯収入がある保護者の方や親や、家族の中で世帯収入がある人がいるときはいいんですけど、その方がもし病気になったりとか亡くなった場合、障害者の本人さんの自立に向けての支給費というのは、受給者435人とあるんですけど、それも含まれての費用ということではよろしいですか。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。

特別障害者手当につきましては、これは日本全国どこにいても、そういった障害のある方で対象になる方については受給資格がある手当になってございます。ただ、こちらの制度は、当然日本全国ですので、国のほうで一定の所得制限が設けられております。ですもので、これは例えば住民票が一緒ということではなくて、同一生計をしている、障害のある方と同じ生計をしている方全ての所得状況を確認させていただいた上で、一定の所得が

ある方については支給停止という形になってございます。

ただ、例えばそういった一番最多収入者の方が病気になられて所得がなくなって、所得が少なくなってきた場合は、支給停止が解除されて、手当が支給されるというような性格のものになってございます。ですもので、今実績として上げさせていただいておる方につきましては、支給停止の状態じゃなく、実際に手当を支給させていただいておる額という形になってございます。

説明は以上です。

○ 後藤純子委員

次年度に向けての考え方も、国の費用のみの支給という考え方になりますか。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。

特別障害者手当、こちらにつきましてはどうしても国の制度になってございますので、市単独で手当を支給するという形はできない性格のものになっています。それ以外に、今回追加資料でお示しさせていただいた中に、市の重度障害者手当、そういったものがございますので、市としてはそういったところでいろんな施策を考えている現状にございます。

○ 石川善己委員

僕、自分の認識がちょっと違っていたかも分からないので、さっきの説明の中で分からないので教えてほしいんですけど、住民票とは別に同一生計という表現があったと思うんですけど、これ、要は、住民票で世帯同一かどうかというのを判断するのかなというふうに自分は思っていたんですけど、この認識が違うのであれば、ちょっとそこ、説明をいただきたいです。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。

こちら、住民票だけで見るとはなくて、その方と一緒に住まわれておる方、例えば住民票、世帯分離をして分けられておる方であっても、同じ生計をしておるということであれば、同一家族という形で見させていただいておるという形です。

○ 石川善己委員

ということは、実態を現地で確認か何かをしていただいて、同一生計かどうかという判断をしていただくという理解でいいわけですか。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。

委員おっしゃっていただいております。確認であったり、本人からの申立て、そういったものを基に判断をさせていただきます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 川村幸康委員

決算やで3月までやろうけど、新型コロナの影響で何が一番、3月ぐらいからで一月分でもわっと出たのは何が一番出た。現場担当もあるやろうけど、生活保護費なんか、生活困窮者は急に出たのか、まだそれはこの決算では表れていないのか。

○ 辻健康福祉部長

まず、私のほうから全体の概況だけ申し上げたいと思います。

まず、衛生費で保健所の生の、病気の部分は少し、当然ながら影響は出ていますが、それはおいておきまして、まず、今、川村委員おっしゃられたような、まず一番初めに影響が来ましたのが、住民の方からの相談です。それが、これ、市ダイレクトではないですが、緊急小口資金と申しまして、社会福祉協議会の仕組みでやっている社会福祉協議会への相談が、緊急小口資金がまずすぐ影響が出ました。その後、生活困窮の窓口として、私どもの保護課で相談窓口を持っておりますが、その相談、住宅確保給付金の相談、その辺りが増えてまいります。あわせて、最近増加しておりますのが、保険年金課の国民健康保険の、新型コロナウイルスの関係で収入に影響があったということで、その保険料、また介護保険も同様ですけれども、それが少し遅れてまいっています。生活保護の本体自体は、急激な伸びは今のところ見せておりませんが、ただ、過去のリーマンショックのときの経験を

見ますと、時期がずれて、リーマンショックのときは1年後ぐらいまでにかけて増加していますので、そこは予断を許さないなというふうには思っております。

概況としてはそういうような状況でございます。

○ 竹野兼主委員長

取りあえず、今も改めて皆さんに民生費の部分の質疑を今受けていただきますので、よろしくをお願いします。

他にご質疑ございますか。

○ 後藤純子委員

実績報告書の109ページをお願いいたします。109と110ですね。

生活保護費というのは、外国人の方も生活保護って受けられている方っていらっしゃると思うんですけども、生活保護費支給は日本人も外国人も変わらず、扶助って区分が分かれていると思うんですけども、区別なく受けることというのは可能なんでしょうか。

○ 田宮保護課長

保護課長の田宮でございます。

まず、基本的には法で、いわゆる生活保護の扶助対象になっておる者は日本人だけという形になっております。ただし、厚生労働省の――当時は厚生省やったかもしれませんが――通知で、在留資格を持っておる者に対しては、人道的配慮で同様のものとして扱って差し支えないというか、そういうふうな通達は出ておりますので、それに基づいて、在留資格のある方については、日本人と同様で生活保護の対象として対応させていただいております。

○ 後藤純子委員

じゃ、外国人の方から相談があったら、在留資格も確認して、きちんと支給はしていただいているということによろしいですか。

○ 田宮保護課長

保護課、田宮でございます。

在留資格の確認というのが、外国人の場合は、在留資格がある市が生活扶助の対象となるところもあるので、在留資格の確認をさせていただくとともに、実態が、例えば四日市におるけど、在留資格は変えていないのであれば、行政的な手続をしていただくなり、本来の在留資格のあるところで生活保護を受けるのが相当であれば、そちらで相談していただくなりという形で相談は対応させていただいております。

○ 後藤純子委員

生活保護の受給者の方が急激な伸びはないということだったんですけれども、今後恐らく増えるだろうなと懸念されますので、日本人も外国人も差別関係なく受けられる支給はきちんと受けていただいて、就労支援サービスもきちんとしていただきたいなと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 中村久雄委員

109ページのところで、目的と指標で、訪問率、仕事はやっているんやけど、なかなか結果が、実績が伴わなかったと、実績が伸びていなかったと。その原因や理由の分析はどうされていますか。

○ 田宮保護課長

保護課の田宮でございます。

確かに平成30年度に比べまして、いわゆる就労支援の実績としては落ちてきております。これまでの就労支援の中でかなりつなげられる方はかなりつないできているところもありますし、その部分で対象が少なくなっているということと、あと、つまりはつなげられていない方の中では、かなり困難を要するというか、いろんな就労の、いわゆる能力の部分を見極めていかなあかんというところまで達してきている状態でございますので、支援している者に対する達成率は下がってきていないんですが、対象としようとする者の数が減ってきているという実情はございます。

○ 中村久雄委員

対象者が減っているということですか。支援決定者もおよそ半減になっているんですけど、そういう対象の人がいなかった、少なくなっているという理解ですか。

○ 田宮保護課長

支援対象とするまでも、やはり本人との交渉の中で、就労の可能性があるかというのを見極めていかなあかんところがあるんですけども、その中で、これまでに就労につなげてきているという面と、あと、やはり本人の持っている能力のところの見極めの中で、前年200人おったところが107人に下がってきていると。ただし、107人に対して74名、実際は自立につなげておるんですけども、平成30年度に比べて達成率は上がってきているという形になっております。

○ 中村久雄委員

達成率が上がっているのはいいかと思うんですけど、ただ、やはり多くの方が就労につなげられるように努力してほしいと思うんですけども、これは前年度に比べたらこうですけど、その傾向としてはどんなものなんですか。前々年からこういう推移を見て。これは景気の動向にも左右されますから、なかなかどこがどういう原因かというのも、分析も大変や思うんですけど。

○ 田宮保護課長

保護課長の田宮でございます。

まさにそのとおりで、就労の雇用情勢がよかったもので、やはりハローワーク等につなげるところの部分で、かなりスムーズに決まっていたところはあったと思いますが、やはり昨年度の末ぐらいから雇用情勢がかなり悪化している、そもそも求職活動ができない状態になってきておるところの中で、なかなかハローワークへ行っても、求人があるのはあるんですけども、やはりミスマッチというか、ご本人の能力と合わないと。

その中で、別途事業としては、就労事務事業とかいう形で、能力のない方についても、その能力を養っていくというような事業もやっておるんですが、こちらも、いわゆる喫茶店とかいう形の中での就労事業という、事務事業、訓練というところなんですけど、コロナ禍で、なかなかこの部分もうまいこと、昨年度よりも順調に動けないという事情がありま

すので、その部分は加味しながらも、やはりご本人の自立のためには就労指導をしていかざるを得ませんので、就労指導員のみだけではなく、担当のケースワーカーも含めて、重点的にこの部分は頑張っていきたいと考えております。

○ 中村久雄委員

来年に出てくる今年度の決算も何か見えてきたような気がしますけれども。そう言いながらも、できる場所でしっかりとアンテナを張ってやっていただきたいと思います。これがまたどんだんいっしょに波及してくると思いますので、よろしく願います。

以上です。

○ 石川善己委員

さっきの後藤委員のところ少し関連するんですけど、110ページの生活保護費のところ、以前にもちょっと話をさせてもらったんですけど、やっぱり不正受給に対するチェック体制をしっかり構築してほしいというところ。やっぱりいろんな市民の方から、生活保護を受給しているにもかかわらず、実態的に車に乗っているじゃないかとか、独り者のはずなのに実態、夫婦として生活しているじゃないかみたいな、そういったお話を何度かいただいたりしています。

そういった方々も含めて、市民からのホットラインをつくったらどうだというような話を以前に一般質問でもさせていただいたんです。今実態、この決算を受けていただいて、実態はどうか分かんとは思うんですけど、そういったところ、今後の方向性として、市民からの通報的なホットラインであるとか、市民からそういった声を聞くようなシステムというのを構築していく考えはないのかというところを改めてお伺いしたいなと思います。

○ 田宮保護課長

保護課長の田宮でございます。

委員からいただいたとおり、市民の方からそういった通報というのは確かにございます。それで、専門的なホットラインをつくるかというところの中で一番難しいところは、例えば誰々さんが不正受給しているんじゃないかということで、調べますと言えないというところでございます。その方が不正受給していることについてお調べさせていただきますと

言うのが、その方が受給していることをこちらが証明することになりますので、その部分が特に通報者とのトラブルになるんですが、こちらはやらせていただくんですが、やった内容についてもご報告できない、こういうふうなことで調査したとも言えない、そういうところでなかなか、通報者に対して、納得できるご回答ができやんというところがちょっと、何とかいい方法がないものかと考えております。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。

その方々に対する回答もあれなんですけど、ある意味で通報される方って、自分の名前を出して通報するのはしづらいというところもあって、当然、その臆測とか明確ではない部分の通報も出てくるとは思うんですけど、やっている自治体もあるわけですから、先進的にね。その事例もチェックしていただきながら、そういう連絡を受け付けましたよということだけで一旦終えることでも、やっぱり通報された方々に対してアクションになるのかなと思うんです。個別の回答はできないですということも含めて、受け付けるということが一つ大事。やっぱり誰が見たって、近隣に住んでいる方の目というのが一番、ある意味情報が確かなケースが多いかなというのも思いますし、なかなか目の届かんとところで気になったことを言っていただく方もあると思いますので、そういった市民の皆さんの連絡というか、通報のシステムを構築していただくというのは、抑止力にもなると思うんです、そういうホットラインがありますよということ市が打ち出すだけでも、ぜひ検討していただきたいと思いますが、どうですか。

○ 城田健康福祉部次長

どうもご意見ありがとうございます。

今も課長のほうからご答弁させていただきましたが、そういった通報なりご連絡をいただいた場合には、ケースワーカーのほうで当然確認はさせていただいてございます。その中で、何かちょっと、不正とは言いませんけれども、何か正しくないこととか、そういったことがあれば、すぐさま対応させていただいておるのが現状ではございますが、今、委員ご意見いただきましたように、先進都市とか、そういったところでの対応方法とか、何よりも通報いただいた方への親切というか、こういったことはどうなのというふうなことに対しての一つの証明にもなりますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○ 石川善己委員

お願いしたいと思います。根本は何かと云ったら、本当に保護が必要で保護を受給している方々まで白い目で見られて、嫌な思いをするというケースを聞くんですよ。やっぱり本当に保護が必要な方がちゃんと堂々と保護を受けていただくためには、不正は許さないよって、ちゃんとチェックしていますよという市の姿勢を示していただくことが、受給をされている皆さんが、胸を張ってという表現ではないと思うんですけど、何か不正をしていると思われるんじゃないかなというのを感じながら、受給をされるというケースを減らしていただくというのが大事やと思っているんですよ。だから、そのためにいろんな形でチェック体制というのを築いていただきたいと思いますので、お願いということで終わらせていただきます。

○ 伊藤昌志委員

石川委員と同意で、併せて意見として申し上げたいと思います。

これは資料請求ではないんですけれども、そういった通報を受けた実績というのは、この1年、2年でまだ増え続けているのか、同じぐらいなのか、どれぐらいと云って、今、現状把握している時点で教えていただけませんかでしょうか。

○ 田宮保護課長

保護課の田宮でございます。

通報の件数については、総数として把握しておるかというよりは、個別のケースの記録の中で、こういった事情があつて調査したとか記録を書いていっておるんですけれども、感覚としては、私、平成30年度からおるんですけど、あまり増えているという感覚はございません。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。引き続き適切によろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

1点だけ。先ほど中村委員がお話しになっていた部分のところ、必要な保護受給者に対しては就労支援を行いという部分のところがあったと思うんですけど、先ほども話の中で、今の社会状況の中で、就労支援になかなかつながらない。例えば、元気なのに仕事もしたくてもできないような状況の中で——これ、会派のほうからの話だったんですけど——例えば、奉仕活動みたいな地域の部分の中で、草刈りをちょっとしてもらおうとかという部分で——就労の支援のところまではいかないんですけど——体を動かすことが次の就労にもつながるという意味合いで、そういうようなことを求めることは行政側としてはできないのかなというような意見が実はありまして、その部分のところについてだけ少し考え方をお答えいただけたらなと思うんですが。

○ 田宮保護課長

個々のケースでもあるとは思いますが、就労が必ずしもすぐまでできないということはあるかと思います。その中で、先ほど就労事務事業もありますが、社会活動をするのがそういう形で人と、いわゆる交流を持つことが、今、就労の阻害要因になっておるといふことであれば、それをすることで最終的には就労につながっていくということであれば、そういう形で対応することもあるかと思います。

○ 竹野兼主委員長

今のお話のところ、そういうこともあるかもしれないという話ですが、例えば、そういう部分のところの視点は、例えば外国人の方であったりすると、そういう指導部分があることで、社会環境の中に溶け込む一つの方法という部分のところもあつたりするのかなと思うので、そういうことがもし求められるような状況があるのであれば、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

他にご質疑もないようですので、これから衛生費のほうに移りたいと思ひますが、時間が10分前ですので、午後1時より改めて資料請求いただいた説明を受けた後に進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、休憩に入りたいと思ひます。

○ 竹野兼主委員長

時間前ですが、全員おそろいですので、再開をさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費についてを議題といたします。

本件については、議案聴取会で追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いしたいと思います。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

健康づくり課の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、決算分科会追加資料、フォルダー05、8月定例会議会、05教育民生常任委員会、007健康福祉部（決算分科会追加資料）の8ページ、11分の8をお願いいたします。

それでは、伊藤委員のほうからご請求をいただきました事業所における健康づくり事業についてご説明をさせていただきます。

若い世代から歩くことや体を動かすといった健康づくりに関心を持ち、取り組んでいただけるよう、1に記載のとおり、昨年度は市内の97事業所へ、従業員向けに健康マイレージ事業のリーフレットや健康情報冊子『ARUKU』等を配布し、啓発を行っております。さらに、事業所独自で新人研修や健康診断の場で、こういった市が配布いたします『ARUKU』や健康マイレージ事業の紹介とともに、食堂の卓上POP等の周知等もしていただき、また、さらに、健康まつりやウオーキングイベント等の開催を3事業所で実施いただきまして、177人の方にご参加をいただいております。また、従業員が運動実践や食生活の改善に取り組むきっかけとなるように、事業所全体で健康マイレージ事業に取り組みたいとお申出のいただいた事業所が5事業所ございまして、487人の方にご参加をいただいております。

さらに、出前講座の要請のあった事業所へ市の保健師や管理栄養士を派遣し、8事業所において498人の方にご参加をいただいております。

今後こういった事業を通じて、より多くの方に健康づくりに取り組んでいただけるよ

う働きかけてまいります。

続きまして、次に、伊藤委員からご請求のいただきました9ページの乳がん検診、子宮頸がん検診におけるがんの発見についてをお願いいたします。

平成29年度から令和元年度分の乳がん検診、子宮頸がん検診の受診者数、がんが発見された数、発見率を1及び2の表に記載しております。

なお、乳がん検診、子宮頸がん検診とも、がんが発見された数の令和元年度分につきましては、令和2年1月末まで検診を実施しておりまして、検診結果を送付後、医療機関での精密検査、それから専門医療機関での受診等を経て、がんの確定診断に至るため、報告に少し時間のずれが生じますので、7月末現在の報告数となっております。

次に、資料の10ページをお願いいたします。

中村委員、伊藤委員からご請求のいただきました健康ボランティア、ステキ健康サポーターの活動についてご説明をさせていただきます。

身近な地域で運動の普及啓発に取り組んでいただけるステキ健康サポーターの活動ですが、表に記載のとおり、市内15か所の公園で、毎週1回ですがストレッチや筋力トレーニング、ウォーキング等、それぞれの公園に応じて運動を1時間から1時間半程度実施していただいております。

また、そのほかの活動として、表の一番下段になりますが、公園以外にも健康だよりの配布であったり、あと、地域の各種団体からの要請も増えてまいりましたので、実際、現場に行って対象地域の要望に応じて体操の実施等を行っておりまして、令和元年度は、一番下段に書かせていただきましたが、2174回活動していただいて、3万2304人の方の市民にご参加をいただいております。

続きまして、11ページ、伊藤委員からご請求をいただきました三重北勢健康増進センターにおける健康づくり教室についてご説明をさせていただきます。

三重北勢健康増進センターにおいては、認知症の心配や、あと足腰や関節に痛みを持った虚弱高齢者や障害のある人など、また、特定健診の結果等で保健指導対象となった方に参加いただけるよう、ヘルスプラザの施設の特性を生かしまして、床運動や水中運動を組み合わせた1時間程度の健康づくり教室を6コース実施しております。

2の表の参加状況でございますが、上段から教室名、令和元年度の開催回数と対象、それから、平成29年度から令和元年度までの参加数と延べ人数を表記させていただきます。

1 から 3 の教室につきましては、表の左端にございますが、おおむね65歳以上の方を対象に認知症が気になる方、身体機能の低下を感じる方、それから慢性的な関節の痛みのある方といった、少し状態に合わせた3コースを設定いたしまして、4のコースにつきましては、そこから下につきましてはもう少し若い方で慢性的な関節の痛みを持ってみえる方、それから、5のコースにつきましては、身体障害・療育・精神保健福祉手帳等を所持されている方を対象として実施しております。それから、最後に、6番目のコースにつきましては、特定健診や健診後に特定保健指導の対象となる方、いわゆる数値の少し高い方にご参加いただける教室というところで開催をさせていただいております。各年度の参加者数の合計を下段にお示しいたしました。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

まずは、追加資料についてのご質疑を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ご質疑がある方は挙手にて発言をお願いします。

○ 伊藤昌志委員

資料のほう、ありがとうございます。

私、お願いした部分については全部、もう聞く内容については同じになるんですけども、まず、健康づくり事業について、健康づくりに取り組んでいただくきっかけづくりであるとかというご答弁、お話もあったと思うんですけども、これに対する効果検証というのは、このほかに何か実際やってみえるとか、ありますでしょうか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

効果検証というところでは、全部の事業ではございませんが、例えばイベントをさせていただいたときにアンケートを取らせていただいたりとか、そういうようなところはさせていただいています。

ただ、委員がおっしゃられるように、本当に事業の評価というところは非常に私どもも重要かと思っております。なかなか企業さんというのは取り組んでいただけないところが

あるんですが、少しずつでも足で稼いで、一つの企業でも少しでも若い人に健康づくりに関心を持っていただけるようにというところで、できるだけ何人の方にご参加いただきましたかというような形で企業さんに実際の反応であるとか参加者数をお伺いして、それを上げていこうというところでございます。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

イベント時のアンケートと、評価が重要とおっしゃっていただきましたので、その後の評価は難しいと思うんですけども、できるだけ何か得られるように、ぜひご検討をお願いいたします。

続いて、ステキ健康サポーターのほうでお伺いします。これもよく似ているんですけども、これに対して、非常にサポーターになられた方々は自ら健康づくりをされる、ご自身のために本当に効果があるなど現場を見ていても思っております。そこは素晴らしいと思うんですが、逆に、一つは、先ほどと同じ、ご参加の方々の効果検証をどのようにしていくか、もう一つ、スキルがどうしても1回受講して学んで、2回、3回、研修を受けられる方もいらっしゃると思うんですけども、基本的には少し受けたら、サポーターですのでできる状況だと思うんですけど、その辺のスキルが、差異があるとか、ちょっと逆に危ない、危険なことをやってしまう人がサポーターの中に出ないとか、そういったことについてはどのようにお考えでしょうか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

委員からご指摘いただいたように――本当にやっぱりどの事業もでございますが――やはり実施して評価するという部分は非常に私どもも重要で、毎年この事業についても――ちょっと去年はアンケートを取っていないんですが――実際参加者、委員がおっしゃられたように、まずサポーター側の健康づくりにつながっているという部分も大きいですが、やっぱり参加者側の方ももう何年も参加いただいている方がございまして、例えば最初の頃はウォーキングでも後ろのほうに歩いていた方が今は先頭になって歩いていただいているとか、そういったお声は伺っています。

今後、今年度ちょっとまた新しい外でやれる事業というのを考えておりまして、この事業と併せて、今後の展開については評価のほうを何らかの形でそういう、いわゆる外でや

っていく事業、屋外でやっていく事業になりますが、そういうところはきちっと評価を取っていきたいと思っております。

それから、あと、スキルアップの部分ですが、この点については本当に私どもも、何かあってはサポーターさん側にもやはり負担がかかってしまいますので、その点については養成講座の修了後だけではなく、毎月役員さんには集まっていただいて、その都度その都度職員も入りまして注意喚起をしております。

それから、スキルアップの教室についても年2回でございますが、必ずサポーターさんを集めて参加いただいて、そういうスキルアップのほうも進めております。あと、それから、個人でいろいろ参加もサポーターさんの中では行っていただいている方もございますので、そういった意味で、委員からご指摘のいただいたスキルアップ、それから質の向上というところは今後もできるだけよりいい活動ができるような形で行政も支援していきたいと考えております。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

参考までに、今後の展開も考えられているのは何か、次年度だと思っておりますが、少し教えていただけたら。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

今、15か所の公園でやらせていただいているんですが、市内にそのほかに都市整備部と連携をして、例えば健康器具が設置されている公園とかそういうところもありますので、そういう部分も何か活用できないかなというところで少し新しい事業を――ボランティアさんも一緒になりながらになりますが――この秋に実施予定でございます。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

評価のところもしっかりと今後をご検討いただいと申しますし、意見としましては、これに限らず、どうしてもサポーターさんとはいっても何かにつけ指導になってしまったりとか、上から目線になってしまうと本当に狭まってしまいますし、今も随時研修していただいている、新しい方がまたサポーターで入れるような環境を今後もぜひつくっていた

だけたらと思います。

○ 中村久雄委員

健康ボランティア、ステキ健康サポーターの数について、資料ありがとうございました。

今、評価という話が出たんですけど、目的が健康に暮らせるというので、要は健康寿命を延ばしたいということだよ。健康寿命が延びたとかというような、そんな実証はなかなか難しいのかな、これ。いろんな要素が絡んでくるので、いろんな事業を取り巻きながらして、施策を打って、市民の健康寿命を延ばすのが究極の目的かなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

中村委員おっしゃっていただいたとおり、本当に目的は一番そこを私どもも目指しております。四日市市のデータというか、国とかは割と古いものしか公表はされていないんですが、三重県全体で県の平均寿命であったりとか健康寿命というのはデータとして取っていただいて、私どもも把握しております。ただ、すごく四日市市が目に見えて3歳とか、本当に僅かではあります微妙に数値は変わりますが、そんなに悪くならないというか、実際そういうところは常に私どももリサーチをして、経年的に追って、こういう活動と結びつけていくようにはしております。

○ 中村久雄委員

県で出たら、四日市市というのは出ないのかな。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

県のほうのデータで出しているのが、一番直近で平成30年になりますが、まず、四日市市の男性の平均寿命が81.7歳で、健康寿命が今のところ79.1歳です。女性に關しましては、平均寿命が86.4歳で、健康寿命が80.6歳というところで、やはり平均寿命と健康寿命というところは差がございますが、この差をできるだけ縮めていきたいという思いで取り組んでおります。

○ 中村久雄委員

それはどこかに示してもらっているのかな。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

市としてはあれなんですけど、県のホームページには、毎年、保健所別というか所管別にずーっと一覧になって公表されております。市のほうはちょっと単独でということはないんですが。

○ 中村久雄委員

確かに1年で結果が出るものじゃないので、それをこの中の資料にするのは難しいかと思うんですけども、大きなくくりで、どこかの最初の概要のところぐらいで何か変わったら書いてもらってもいいかなというふうに思いました。

今回、公園名を出してくれということなんですけど、感じたのは、出してもらっているのは身近な場所で自然に健康づくりに取り組めるようにというのが、非常にこれはいいことやなと思って、ここを見せてもらったら大きな公園ばかりですね。今回、これはボランティアが入るので、ボランティアさんと一緒に共同なのでこういう形になるのかなと思うんですけど、市内のたくさんある小さな公園、本当に自分のまちの公園の中でもちょっとそういう健康器具や、そういう表示や、何か啓発するのがあれば、何かそこで人が集まってくるんじゃないかなということも感じられます。

これはなかなか、健康福祉部だけでというよりも市街地整備・公園課の仕事か分からんけど、ちょっとタイアップして、そういう公園にこういうふうな表示をしたらどうやとかというのができれば、まちの二、三人で、おじいちゃん、おばあちゃんができるようなやつがあったら、もっともっと身近で健康づくりができるのかなというのを感じたので、今回声を出しました。またそういう検討、ぜひ庁内でもんでほしいなというふうに思います。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

本当に今、中村委員におっしゃっていただいたその同じ思いで、実はこの公園もずーっと、最初大きな公園でやっぱりトイレがあったりとか、あずまやというか、ちょっと日陰があったりとかというところで、少し大きな公園が中心にはなってきたんですが、やはり委員におっしゃっていただいたように、身近な場所で展開していく、それで先ほど伊藤委員のところで、ちょっと秋に新しい教室をとということでお話しさせていただきましたが、で

きるだけそういう身近な公園も増やしていくという意味で、庁内連携会議といたしまして、都市整備部も非常に協力的で、今、例えば公園の路面表示であったりとか健康器具がここにあるよとか、そういう会議を定期的にも持っていますが、随時、市街地整備・公園課とは協力をして、何とかそういう身近な場所を活用していけるように常に情報交換はしておりますので、今後もそういった思いを持って臨んでいきたいと思っております。

○ 中村久雄委員

お願いします。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

○ 伊藤昌志委員

北勢健康増進センターのほうの健康づくり教室ですけれども、事業概要にあるように、趣旨も十分把握しているつもりであります。同じように効果検証についてはどのようにお考えか教えてください。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

この教室についても、委員おっしゃられますように、やはり効果というところは非常に重要かと思っておりますので、各教室につきましては市内からいろんな方が集まっていたというところもありますので、実はその都度、教室のほうでアンケートも取らせてはいただいております。実際来てよかったというか、健康が気になるからとか、いろんなところ、ご回答をいただいているんですが、その中で、やっぱりちょっとコースを細かく分けておりますので、病状に合わせてというか、例えば痛みに合わせて指導していただいていたとか、そういうようなお声はいただいておりますので、今後も引き続きそういう効果検証というところは常に頭に入れながら、例えば一つのコースの設定でも同じ内容ではなく、毎年、評価を踏まえて次年度の教室の構成等も考えていきたいと思っております。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

ちょっと視点を変えまして、あそこの運動器具のほうの利用とか、あと、プールのほうの活用というのは、教室関係においては今どのような状況でしょうか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

委員おっしゃっていただいたように、施設の特性を生かしてというところでプール、それから床運動、それからトレーニングジムのほうにつきましても、ちょっと障害をお持ちの方も使っていただけるような器具をもう入れておりますので、実際、教室の中で器具の使い方とか、そういうことも組み合わせて教室を構成させていただいております。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

障害のある方とか障害児の子供たちとかそういったところの連携とか、今、障害児のデイサービスの施設もたくさんできていますけれども、その辺との連携って、今あればお教えください。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

子供さんに特化したというわけではないんですが、この教室をPRさせていただくときには、もちろん広報であったり等でもお知らせはさせていただくんですが、障害者相談支援センターであったりとか、あと、それから、障害者の施設へメールを配信させていただいたりとか、できるだけそういう方にもこういう教室があるよということがお手元に届くような形ではお知らせをさせていただいております。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。場所の問題があるとは思いますが、広く周知していただけたらと思います。

あわせて、特にプールですかね、せっかくありますので、有効活用を引き続きお願いできたらなと思います。

これについては以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 伊藤昌志委員

引き続き、あと一つ、資料請求した最後ですけれども、子宮頸がん、乳がんの件でお伺いします。

これは、発見された方々のその後の状況とかというのは把握されていらっしゃいますでしょうか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

一応がんが発見された方というか、がん検診を受けていただいて、その後、がんが見つかった方というのは、国のがん検診の指針にもありますように、がんの報告、結果がどうであったかということ由市町村から結果は確認しなさいという指針は示されておりますので、その点については管掌はさせていただいて、その結果、ご本人さんからこういった結果でしたというところを集計させていただいて報告をさせていただいています。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

この発見率に対して、逆に予防のほう、ワクチン、特に子宮頸がんなんですけれども、その必要性和副反応も踏まえて、要望とがん検診、二つありますけれども、その辺の相関関係とか、こっちのほうの方がよりいいねとか、そういった研究というか調査というのは市ではされていますでしょうか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

委員がおっしゃっていただいたとおり、ワクチンのこと、それから、がん検診のところということで同じ子宮頸がんの取組でございます。

ワクチンについてはこども未来部との連携になりますが、常にやっぱりワクチン、子宮頸がん学会とかそういうところへも職員が——ちょっと今、今年コロナの関係で学会に行けない、ズームになってしまいましたが——毎年必ずワクチンであったりとか、それから、

がん検診の効果等についてが一番最先端の学会に参加させていただいたり、あと、産婦人科の先生とは定期的にお話もさせていただいていますので、それは全庁的にそういった点についても考慮しながら、この事業についても進めてまいりたいと考えております。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。ぜひいろんなところから情報収集していただけたらと思います。

国のほうからはワクチンも検診も両方推進されていますけれども、一方で、ワクチンについては副反応の問題が、私も何度も言っていますので恐縮なんですけれども、問題になっています。

しかし、これ、今度の冬、新型コロナに関するワクチンについては今のところ、国は全国民にとかという話も出てきておまして——随時コロナ禍における対策の分科会を今7回ぐらいやっているんですけれども、私、全部ちょっと資料を集めまして読ませていただいているんですが——ワクチンを普及するとなっております。

しかし、ちょっとこども未来部さんのほうの情報なんですけれども、ワクチンで副反応のないワクチンも当然というか全然ありますし、一方で、子宮頸がんワクチンのように副反応で大問題になっているものもあるということで、ぜひ本市独自にワクチンそれぞれによって副反応の率って違うと思うので、その辺りをしっかりと調査というか把握していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 須藤健康福祉部参事兼健康づくり課長

その点につきましても、伊藤委員から今お話をいただいた点には非常に重要であると考えております。

新型コロナのワクチンについてはいろんな今情報が飛び交っておりますが、厚生労働省のほうでは、8月末でございますが、インフルエンザ——そのほかの予防接種もそうですが——インフルエンザの審議会であつたりとかそういうところも国のほうでも開催されていますので、そういうのはできるだけ情報をキャッチするように、早急にというところでアンテナを高く立てておりますので、今後もそういった形で情報収集には努めていきたいと考えております。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

この四つの資料請求をさせていただいたことについて、全体でお伺いしたいんですけども、今、地域包括ケアを進めていったりとか、介護保険に関する施設とか、その整備が国も地方も進んでいます。四日市も非常に進んでいるんですけども、それよりも、ここです上がっているような予防医療を行うことによって健康寿命が上がる、医療費がかからない、医療費がかからないことによって急な患者さんが出たときに、急な重篤な病気にかかったときに素早く医療をしっかりと受けられるというまちがつけられると思うんですけども、そういう意味では最も介護予防が今大事ではないかなと考えているんですが、医療費もかかってきますし、そういう意味では非常に重要ではないかと思うんですが、その辺のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○ 辻健康福祉部長

ありがとうございます。伊藤委員から重要なことをご示唆いただきました。

まさに今、総合計画の中でもご議論いただきましたけれども、健康といいますか、健康寿命の延伸、在宅、また生きがい、認知症対応、大きく4本のところを骨に総合計画の各施策をスタートさせております。そういう意味では、今、伊藤委員からのご指摘にも通ずるところがあるのかなと思いますし、やはり健康というのは皆さん、市民誰もが願うことですし、生きがいというのにもつながることですし、結果として医療費にも貢献すると思っています。この辺り、非常に重要なこととして目標をきちっと持って、申し上げた四つの目的を果たしていくよう力を尽くしていきたいと思っておりますし、その所存でございます。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

最後、意見なんですけれども、二つ。指標として、国民健康保険であれば医療費が数字で、どこの市でも把握できるかと思えますし、その削減が一つ目安になるのかなということも思っております。また、効果検証につきましては、やはり筋力アップなのかなということで、これは市独自で何でもいいかと思うんですが、ぜひそういった二つをご検討いただいて、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、今回の追加資料以外の部分のところについても併せて質疑をお受けいたしたいと思います。

質疑がある方につきましては、挙手でよろしくお願ひいたします。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なければ、昨年提言シートで出していただいた動物愛護に係る施設の充実について報告をいただいておりますが、その辺の部分のところについて、もし委員のご意見がありましたら、その点についてよろしくお願ひしたいと思いますが。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしということであれば、もうそのまま、よろしいですか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしということで、質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論でございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、採決を諮りたいと思います。

それでは、議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

なしと認めます。

それでは、全体会に送るものを確認させていただきますが、何かありますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしという言葉いただきましたので、なしと確認をさせていただきます。

[以上の経過により、議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費（関係部分）、第2項児童福祉費（関係部分）、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費（関係部分）、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、理事者を入れ替えさせていただきますので、しばらくお待ちください。

議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

議案第26号 令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○ 竹野兼主委員長

それでは、ここからは予算常任委員会教育民生分科会として、議案第25号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第26号令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について一括で審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、まず資料の説明をお願いいたします。

○ 大窪介護保険課長

介護保険課、大窪と申します。よろしくお願いたします。

資料につきましては、タブレットのフォルダー05、8月定例会議会、同じく05教育民生常任委員会、それから、008健康福祉部（予算分科会追加資料）、こちらの3ページをご覧ください。

荒木委員よりご請求いただきました、個室化改修等事業の内容についてご説明をさせていただきます。

本事業は、国の令和2年度第1次補正予算で計上されたもので、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための

個室化に要する改修費用についての補助であります。

本市では、国の補助申請の受付開始に当たり、市内の対象となる事業所に周知と意向調査を行い、意向のありました今回1か所につきまして、補正予算の計上をさせていただくものであります。

改修の内容につきましては、2の対象施設における改修の内容のところになりますが、ショートステイを運営している10床について、天井までの可動式の壁を設置し、部屋を分割する改修を実施するものであり、1人当たりの居住スペースの広さには変更がないものとなっております。

説明は以上でございます。

○ 矢田健康福祉課長兼福祉監査室長

健康福祉課、矢田でございます。

4ページをご覧ください。

荒木委員からご請求いただきました歯科医療センターの利用状況についてでございます。

歯科医療センターでは、障害を有することにより、一般の歯科診療所では普段の環境とは違ったりなどでパニックを起こしたり、また口がうまく開けることができないなどの理由で治療を受けることがなかなか困難な障害者に対して、専門的な知識を持った歯科医師や歯科衛生士が、患者の状態に応じた診療体制で治療をしております。また、年末年始の応急診療所を請けておりまして、こちらは一般の方も利用していただけます。

資料の2のほうで、利用状況のほうをお示しさせていただきました。障害者歯科診療と、それから年末年始の応急診療に分けて過去3年間の診療日数、受診者数、それから1日平均の受診者数をお示しさせていただきました。

以上でございます。

○ 大窪介護保険課長

介護保険課、大窪でございます。

資料の5ページをご覧ください。

伊藤委員よりご請求いただきました、介護保険認定調査業務委託費につきましてご説明をさせていただきます。

本市では、平成12年の介護保険制度開始より、市の社会福祉協議会への調査委託を継続

してまいりましたが、近年の福祉関係に従事する人員の不足により職員の確保が困難となり、令和元年度からは、それまで市の社会福祉協議会が実施してきた分を含めまして、本市直営で調査を実施する必要性が生じてまいりました。このような経緯から、平成30年11月定例会議会において、調査業務委託の補正予算を計上し、ご承認をいただきました。しかし、平成31年1月に公募型のプロポーザルを実施いたしましたが、事業者からの参加申込みはございませんでした。

今後増加するニーズに対応するためにも、改めて公募で事業者を選定し、調査業務を委託するものでございます。

説明は以上です。

○ 竹野兼主委員長

その次のページの再掲の部分のところですね。

○ 大窪介護保険課長

申し訳ありません、大窪でございます。

次のページ、6ページは再掲になりますが、議案聴取会全体会で請求があったものでございます。ご確認をお願いいたします。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

資料請求の部分のところについて、まずは質疑をお受けいたします。

○ 荒木美幸委員

資料ありがとうございました。資料を作成していただいたことによりまして、よく分かります。ありがとうございます。

まず、個室化のところですけども、写真でも載っておりますが、要するに大きな工事というよりは比較的簡易な工事で、移動型の壁を取り付けることによって密を避け、場合によっては、これは移動型ですからオープンに元に戻したりすることもできるような、そういった内容の改修であるということによかったですか。

○ 大窪介護保険課長

介護保険課、大窪でございます。

今お話のあったとおり、移動式の壁ということでふすまのような形になっておりまして、随時開閉可能なものになっております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

続けてよろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

続けてください。

○ 荒木美幸委員

歯科医療センターのほうも資料をありがとうございました。

決算の資料にも載っているところを再掲していただいた部分はあったかと思えますけれども、障害者の医療ということで一定の役割を果たしていただいていると思えます。

これを見ていまして、今回国の予算がついてきたわけですけれども、もともと20年たっていて、老朽化していた機械をこのタイミングでうまく入れ替えることができるということですね、これは。そういうことですね。

○ 矢田健康福祉課長兼福祉監査室長

健康福祉課、矢田でございます。

見方によってはそんな感じになってしまいましたけれども、コロナ禍で必要、必須ということもちょっと改めて思いましたので、この機会に改修させていただこうと思いました。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。非常に、ある意味で効果的な国の予算の使い方だったのかなというふうに思いましたので、しっかり進めていただければいいと思います。

最後に、もう一点、介護の件で資料を見せていただきましたので、大体の経緯も分かっているのですが、一つ危惧することは、一度プロポーザルで参加がなかったということで、今度、再度またということなんですけれども、ある程度参加してくださる方の見込みがあるのかないのか、そこが一番危惧するところです。そこだけお答えください。

○ 大窪介護保険課長

介護保険課、大窪でございます。

前回、平成30年11月補正の際にも業者との打合せ、見積り等をしながら進めてまいったわけなんですけど、プロポーザルでいざ公募した際に手を挙げる業者がいなかったということで、今回補正予算を上げさせていただくに当たっては、やはりほかの、また別の業者で何度か打合せを重ねておまして、業者のほうの手が挙がるという見込みが立った時点で、今回、補正予算を上げさせていただいています。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それと、1点ちょっと言葉で確認をさせていただきたいのですけれども、変更と更新はどう違うのでしょうか。

○ 大窪介護保険課長

介護保険課、大窪でございます。

介護保険の認定申請につきましては、新規申請、変更申請、更新申請とございます。新規申請につきましては、全く初めての方、または要介護度というものには認定期間というものがあるんですけども、一度認定期間が切れてしまったようなもの、それから変更申請につきましては、現在介護度をお持ちで、状態の変化により介護度の変更が必要な方、それから更新申請につきましては、介護度の認定申請期間——1年から3年の期間があるんですけども——そういった期間を切れる前にまたご申請をいただきまして、継続して介護度をつけさせていただくようなものになっております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。よく分かりました。

あと1点、これからプロポーザル等で参加を募っていく中で、やはりこういった介護の認定員さんですか、やはりその質のばらつきについて時々ご指摘をいただくこともありますので、その辺の公平性がきちっと保てるスキルの公平性というか平準化というか、そういったものもしっかりと提案の中身を見ていただきながら業者さんを決めていただくようによろしく願いをいたします。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

意見ということでよろしくお願ひします。

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、この資料以外のところで何かご質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了します。

討論に移ります。

討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思います。

全体会に送るか否かは採決の後にお諮りします。

議案第25号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第26号令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会の審査に送るべき事項について、提案がありましたらご発言願います。

（なし）

○ 竹野兼主委員長

なしということで確認をさせていただきました。

以上で、議案第25号は終了させていただきますが、理事者の入替えがございますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔以上の経過により、議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第26号令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

議案第28号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第29号 四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第30号 四日市市介護保険条例の一部改正について

○ 竹野兼主委員長

それでは、これより教育民生常任委員会としまして、議案第28号四日市市国民健康保険条例の一部改正、議案第29号四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正、議案第30号四日市市介護保険条例の一部改正について、一括で審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑から行いたいと思います。

ご質疑を受けいたします。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段質疑もありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第28号四日市市国民健康保険条例の一部改正、議案第29号四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正、議案第30号四日市市介護保険条例の一部改正につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第28号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について、議案第29号 四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第30号 四日市市介護保険条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべき

ものと決する。]

議案第31号 四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

○ 竹野兼主委員長

続いて、議案第31号四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑から行いたいと思います。

ご質疑をお受けさせていただきます。よろしいですか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段ご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第31号四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第31号 四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

理事者の入替えがあるので、しばらくお待ちください。

続きまして、所管事務調査として、令和2年度第2回四日市市社会福祉協議会理事会報告、令和2年度第2回四日市市民生委員推薦会報告について、一括して報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いします。

○ 矢田健康福祉課長兼福祉監査室長

健康福祉課、矢田でございます。よろしくお願いします。

教育民生常任委員会所管事務調査について、資料ですが、フォルダー05、8月定例会議会の05教育民生常任委員会、009健康福祉部（所管事務調査資料）でございます。

審議会の報告としては、私のほうから2件報告させていただきます。

3ページをご覧ください。

令和2年度第2回社会福祉協議会理事会の報告でございます。

この理事会は、社会福祉協議会の事業や規程の改廃など、法人運営全般の協議を行うものでございます。

今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、理事総数14名全員の同意の意思表示があったため、書面による決議とさせていただきました。

議事項目については、3ページの3の（2）のほうをご覧ください。

まず、一つ目に、評議員候補者の推薦についてでございます。評議員の選出団体の役員交代によりまして、新しい評議員候補者の推薦が提案されました。ご覧のとおり、四日市市地区社会福祉協議会連絡協議会、四日市医師会、四日市保護司会、四日市薬剤師会の4団体からの評議員の交代がございましたので、これについて推薦の審議を行いました。

二つ目の議事としましては、11月9日に開催予定になっております四日市市社会福祉大会で行う福祉功労者の候補者についての審議がございました。

それから、三つ目の議題でございますが、各種規程の一部改正でございます。こちらについては参考に、ちょっと飛びますが、13ページをご覧くださいと思います。

提案された規程は3点ございまして、いずれも職員数の変更に伴う改正と、1番のほうですが、通所介護事業所ゆりかもめの運営規程が事業の実態に即した地域に変更するためのものがございます。

以上3点、3議案全て承認されました。

戻りまして、4ページは現在の理事、監事の名簿でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

令和2年度第2回民生委員推薦会の報告でございます。

民生委員児童委員の辞職に伴う欠員を補充するためのものございまして、新委員候補者の適否について、持ち回り審議をさせていただきました。全委員から民生委員児童委員の候補者3名と主任児童委員候補者1名の承認をいただきましたので、ご報告いたします。

6ページのほうは、現在の民生委員推薦会の委員名簿でございます。

7ページ以降は、社会福祉協議会理事会の議案資料でございます。

私のほうから以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がありましたら挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段質疑もありませんので、本件についてはこの程度といたします。

13 : 52 休憩

14 : 09 再開

○ 竹野兼主委員長

これで健康福祉部の所管の事項は全て終了しましたが、少し参考資料ということで、認知症の総合支援事業について、資料をちょっと今皆さんに配らせていただきますので、しばらくお待ちください。

これは記者発表の前なので、すみません、インターネット配信は切らせていただきました。

○ 辻健康福祉部長

貴重なお時間をお借りして申し訳ございません。

実は、昨年度の委員会の中で、予算の中で今年度お認めいただいて、ご議論いただいて、認知症の対応の予算をお認めいただきました。これが調整をやっておりまして、来週ぐらいに記者発表をして、公募というかご案内できるような状態になりましたので、あらかじめ教育民生常任委員会の委員の方々に先にちょっとご案内しようと思います。

大きくは三つの事業をさせていただきます。

2番の(1)ですが、QRコード、これはアイロンでじゅっと服につけれるようなタイプ、あるいは脱ぐこともできますけど、服につけますと、これ、小さいやつですが、30枚ほどその方にお渡しして、これをスマホにしますと掲示板が上がってきます。ほかの人は見れません。そのご家族に連絡が取れるようになりますというようなものを服にあちこちに、今でも同じような高齢福祉課の電話番号が書いてあったりするやつがあるんですが、こういうのも、市が中に入らなくても直接掲示板で連絡が取れるようになりますというのをお渡ししたいなというふうなことです。

(2)ですが、これは少し珍しいといいますか、GPSです。大きさは5cm弱と4cmぐらいの消しゴム二つ分ぐらいのサイズです。これをお守りにつけていただいたり、これは持っていただくのが一番大切なんですけれども、場合によっては靴を加工してという場合もあるみたいなんですけれども、発信機です。

使用料も含めて一定条件の下、使用料も公費で負担すると。今までは導入費用だけの助成でしたけれども、通信費が、月々何百円なんですけれども、非常に低くなってきて、ただ、これは通話とかができませんので、位置情報だけですので、そういうのが出てまいりましたので、こういうものをご準備します。

一番最後ですが、3番目、裏面になりますが、保険に入りたいと。1億円の賠償責任保険です。今、自治会の市民活動保険みたいなのはありますけれども、これは認知症の方が

例えば電車を止めてしまったとか、最高裁ではひっくり返りましたけれども、ご家族に賠償責任を求めた地裁の判決もありまして、これは市で、認知症の方全員ということではなく、どなたが掛けるかを特定した上で掛けていくと。この三つを10月からやり始めさせていただきたいと思っています。

対象者が、目的は認知症の早期診断と早期対応を促進したいというのがございまして、道に迷うおそれのある方、診断された上で迷う可能性がある方、市内に住所があって――施設に入っていらっしゃる方はちょっと対象外なんです――在宅の方、そして、SOSメールというのがあるんですけども、そこに登録していただいている方という条件をつけさせていただいて費用を見させていただこうというものです。

参考に、また後ほどご覧いただければと思いますが、四角括弧で、今、今年の4月現在で約8万人の高齢者の方、25.8%、これは介護の1、2ですけども、認知症高齢者としてはこの条件でいくと約9800人、若年性の方もご覧のとおり的人数になっております。

最後に、下はSOSメール、議員さんの中にも発見していただいた方がいらっしゃいますけれども、このメールが入りますと、やっぱり本当にご家族なりお知り合い、大変なご心配と労力を使っていっぱいます。その見守り協力者、下の右から二つ目ですが、今約4300人になっていきますけれども、左が実際に配信をさせていただいた数になります。

貴重なお時間をお借りしましたが、去年ご議論いただきまして予算をお認めいただいた中で、10月からこういう事業を開始できるようになりましたので、来週に記者発表をさせていただきたいと思ひまして、先にご案内をさせていただきました。貴重なお時間、ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

早急ということですので、よろしく申し上げます。

それでは、健康福祉部所管の事項は全て終了しました。お疲れさまでした。

なお、委員の皆様におかれましては連絡事項等がありますので、しばらくお待ちください。

それでは、休会中の所管事務調査の報告書案が皆さんのところに配信されていると思います。

この部分のところについて内容を確認いただきまして、修正があれば9月7日の月曜日までに事務局に伝えていただくようお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

12月の定例会議、議会報告会、シティ・ミーティングにつきましてですが、日程案は令和3年1月6日水曜日、場所は総合会館7階、第1研修室が予定されております。

なお、8月定例会議の議会報告会は中止と決まっておりますので、ご確認をお願いいたします。

休会中の所管事務調査についてということで、日程についての案ですが、10月26日の午後1時、内容につきましては、昨日確認をさせていただきましたプールの利用の部分のところについてということで、資料もこちらのほうで様々な請求をさせていただいて皆さんと調査を行いたいと思っております。10月26日の午後1時、または、11月2日の午前10時という形で考えておりますが、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、10月26日という提案がありましたので、10月26日午後1時からということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

休会中の調査の日程は10月26日午後1時からということでお願いいたします。

それでは、最後に、予算及び決算の分科会長報告、論点整理シート、一般議案の委員長報告につきましては、正副委員長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきますのでよろしくお願いします。

無事終了させていただきましたので、早く終わらせていただきましたが、よかったのでしょうかと思いながら、今日はこれにて終了させていただきます。

以降は、また決算常任委員会全体会の部分、日程どおりということで、委員会は本来でいうなら金曜日までありましたが、それも全部なしということでよろしくお願いします。

本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

14 : 17 閉議